

● 手続きの流れ

行為の届出の流れについては、右記フローチャートを参考にして、行ってください。

① 事前相談

○ 届出が必要な行為の相談

- ・ 届出が不要な行為
(配慮事項を考慮し、行為の着手へ：青線)

- ・ 届出が必要な行為
(本計画で定める行為：黄線)

② 事前協議

○ 事前協議書を提出

(景観アドバイザーの助言・指導)

③ 行為の届出

○ 届出書の提出

④ 景観計画適合審査

○ 適合通知：適・否

- ・ 適合 (建築確認申請等、各種法令の手続き：青線)

- ・ 不適合 (景観審議会の調査・審議：赤線)

※ 協議、勧告、変更命令等 → 修正 → 適合

⑤ 行為の着手

⑥ 行為の完了

○ 完了届出書の提出

